

○坂井市水道事業給水条例

平成18年3月20日

条例第178号

改正 平成19年3月26日条例第16号

平成25年12月20日条例第30号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第20条）
- 第3章 給水（第21条—第29条）
- 第4章 料金、加入金、手数料及び工事負担金（第30条—第44条の2）
- 第5章 管理（第45条—第52条）
- 第6章 貯水槽水道（第53条・第54条）
- 第7章 補則（第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、坂井市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第2条 坂井市水道事業の給水区域は、坂井市水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（平成18年坂井市条例第176号）第3条第2項に定める区域とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 管理者 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定に基づく水道事業管理者をいう。
- （2） 給水 給水装置により水を供給することをいう。
- （3） 給水装置 需要者に水を供給するための配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （4） 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。ただし、配水管への取付口から止水栓までの公道部の路面本復旧（道路管理者の定めるところにより路面仮復旧後に行う路面復旧をいう。以下同じ。）を除く。
- （5） 指定給水装置工事事業者 管理者が法第16条の2第1項の規定に基づき指定をした者をいう。
- （6） 使用者 給水を受ける者の使用名義人をいう。

- (7) メーター 給水を受けた量を計る機器をいう。
- (8) 使用水量 メーターにより計量した給水量をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次のとおりとする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 個人の所有するものであって、消防に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置工事の申込み)

第5条 給水装置工事をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、修繕工事については、この限りでない。

- 2 前項の申込みについて、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(給水装置の新設工事の申込みの保留)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、給水装置の新設工事の申込みを保留することができる。

- (1) 第2条に定める給水区域内であっても、配水管を布設していない箇所
- (2) 需要量に対して、供給できる水量が著しく不足しているとき。
- (3) 既設配水管に対応し得ない多量の水量を伴うとき。
- (4) 水圧の関係により給水が困難であると認められるとき。

(開発行為等の事前協議)

第7条 給水区域内において開発行為等を行うものは、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ管理者と協議し、管理者の同意を得なければならない。

- 2 前項について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の負担)

第8条 給水装置工事に要する費用は、給水装置工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第9条 給水装置工事の設計及び施行は、指定給水装置工事事業者が行う。ただし、管理者が必要と認めたときは、管理者が行う。

- 2 前項ただし書において、管理者が施行する場合の範囲は、配水管への取付口から止水栓までの給水装置工事とする。
- 3 第1項の規定により指定給水装置工事事業者が施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事完了後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 4 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 路面復旧費
- (5) 諸経費
- (6) 事務費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納)

第11条 給水装置工事申込者は、前条によって算出した給水装置の工事費の概算額を管理者が指定した期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に精算し、過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。ただし、その額が別に定める額に満たないときは、還付又は追徴しない。

(工事費の分納)

第12条 前条第1項の工事費は、管理者が施行する給水装置の新設又は改造の工事に限り、管理者の承認を受け、3月以内において分納することができる。

(給水装置の所有権移転の時期)

第13条 管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置工事の工事費が精算された時とする。

(工事費未納の場合の措置)

第14条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者はその給水装置等を撤去することができる。

2 前項の規定により、管理者が給水装置等を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(路面本復旧に要する費用)

第15条 配水管への取付口から止水栓までの公道部の路面本復旧は、管理者が行う。

2 給水装置工事申込者は、路面本復旧に要する費用を管理者が指定した期日までに前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

3 前項の路面本復旧に要する費用は、路面仮復旧の面積に応じて精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。

4 第2項の路面本復旧に要する費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事申込みの取消し)

第16条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、工事の申込みを取り消し

たものとみなす。

- (1) 指定期限内に工事費、路面本復旧費及び加入金を納入しないとき。
- (2) 給水装置工事の施行に際し申込者の責めに帰すべき事由により着手できないとき。
- (3) 第5条第2項に規定する書類を提出しないとき。

(権利義務の承継)

第17条 給水装置を承継した者は、路面本復旧費の納付義務を承継したものとす。
(給水装置の変更等の工事)

第18条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても工事を施行することができる。

2 前項の場合において、その工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(給水装置の構造及び材質)

第19条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）第5条に規定する基準及び管理者が別に定める基準に適合しているものでなければならない。

(第三者の異議についての責任)

第20条 給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者から異議があるときは、給水装置工事申込者の責任とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第21条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の規定により給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水の申込み)

第22条 給水を受けようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第23条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めたときは、給水装置の所有者は、この条例の定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

(管理人の選定)

第24条 集合住宅の所有者又は経営者が、その集合住宅内に居住しない場合その他管理者が必要と認めたときは、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第25条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。

2 メーターは給水装置（私設消火栓を除く。）に設置し、その位置は管理者が定める。

3 管理者は、受水槽を設置する集合住宅の給水装置工事申込者に各戸計量及び料金徴収する希望があると認めたときは、当該集合住宅の給水装置に設置したメーターのほか、受水槽以下の装置に各戸ごとのメーター（以下「子メーター」という。）を設置することができる。

4 メーターの位置が管理上不相当となったときは、管理者は、所有者又は使用者の負担においてこれを変更又は改善させることができる。

(メーターの貸与)

第26条 メーターは管理者が設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し、保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(届出義務)

第27条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を廃止し、休止し、又は再開しようとするとき。

(2) 消防演習に消火栓（私設消火栓を含む。以下「消火栓」という。）を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 消防用として消火栓を使用したとき。

(消火栓の使用)

第28条 消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

2 消火栓を消防演習に使用するときは、使用時間は10分を超えてはならない。

3 消火栓を消防演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第29条 管理者は、給水装置又は供給する水道水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行いその結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において、検査請求の具体的要件に欠けるととき又は特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金、加入金、手数料及び工事負担金

(料金の支払義務)

第30条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者又は第23条に規定す

る代理人から徴収する。

(料金)

第31条 料金は、基本料金と超過料金の合計額に、消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）に、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）に相当する額をいう。以下同じ。）を加えた金額とする。

2 基本料金及び超過料金は、別表第1のとおりとする。

(料金の算定)

第32条 料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた隔月の日（以下「定例日」という。）に、メーターの点検を行い、その計量した使用水量をもって定例日の属する月分及びその前月分の料金として算定する。この場合の使用水量は各月均等とし、1立方メートル未満の端数が生じた場合はその端数を前月分の使用水量に加算する。

2 管理者は、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の定例日以外の日に計量することができる。

(使用水量の推定)

第33条 管理者は、積雪その他管理者の責めに帰さない理由により、メーターによる計量ができないときは、使用水量を推定することができる。

(使用水量の認定)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) メーターが設置されていないとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合の料金算定)

第35条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 月の初日から月末の日までに継続した使用日数が15日を超えない日である月（以下「半月使用月」という。）については、別表第1に定める基本料金及び基本水量を2分の1として料金を算定する。ただし、この方法によって算定した料金の額が、当該使用月の全部において水道を使用したものとして別表第1により算定される料金の額を超える場合は、適用しない。
- (2) 前号の場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。
- (3) 定例日の属する月又はその前月のどちらかに半月使用月がある場合は、使用水量について第32条第1項の規定にかかわらず、半月使用月は計量数の3分の1とし、半月使用月以外の月は計量数の3分の2とする。
- (4) 前号の場合において、使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、

半月使用月の端数を半月使用月以外の月の使用水量に加算する。

- 2 月の中途において、口径を変更した場合の料金は、その使用日数の多い口径によって算定し、その使用日数が等しいときは、変更後の口径により算定する。

(無届使用等に対する認定)

第36条 前使用者の給水装置を管理者に無届で使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

- 2 水道の使用を中止した場合においても、その届出がないときは、引き続いて使用しているものとみなす。

(料金の徴収方法)

第37条 料金は、納入通知書又は口座振替により、管理者が別に定める期日までに毎月徴収する。

- 2 給水装置の使用を廃止し、又は中止した場合及び第48条の規定に基づく給水の停止をしたときは、その都度料金を算定し、徴収する。

(納付後の料金の増減)

第38条 料金納入後、その料金に増減を生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、管理者が必要と認めるときは、翌月以降の料金に加算し、又は充当することができる。

(加入金)

第39条 給水装置の新設又は改造工事(メーターの口径を増やす場合に限る。以下同じ。)の申込者は、別表第2に定める額に消費税等相当額を加えた額を加入金として納入しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

- 2 第25条第3項に規定する集合住宅の給水装置工事申込者は、前項の規定にかかわらず、子メーター毎に別表第2に定める額に消費税等相当額を加えた額を加入金として納入しなければならない。

- 3 加入金は、給水装置工事申込みの際、管理者の定める期日までに納入しなければならない。

- 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置工事の着手前に工事を中止した場合又は工事中の設計変更により生じた差額については、この限りでない。

(手数料)

第40条 手数料は、別表第3の区分により申込者から、申込み又は届出手続の際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

(工事負担金)

第41条 管理者は、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所又は配水管等が設置されていてもその能力が限界に達している場所への給水申込みを受け、配水管等の新設又は改良を必要とするときは、当該申込者に工事負担金を納入させることができる。

- 2 前項に規定する工事負担金の額は、管理者が別に定めるところにより、当該配水管等の設置又は改良に要する費用及びこれに付随する費用の合計額とする。

(料金等の軽減又は免除)

第42条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納入すべき料金、加入金、手数料、その他の費用を減額し、又は免除することができる。

(料金等の督促)

第43条 管理者は、この条例及び法の規定により徴収する使用料その他の収入（以下「使用料等」という。）を納期限までに納付しない者があるときは、納期限後20日以内に、督促状を発行して督促する。

2 前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発行の日から10日以内とする。

3 督促状を発行した場合は、1通につき100円の督促手数料を徴収する。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

(延滞金)

第44条 料金等に関して督促をした場合は、当該料金等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額に年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収するものとする。ただし、納期限までに料金等を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、延滞金を減免することができる。

(債権の放棄)

第44条の2 管理者は、民法（明治29年法律第89号）第173条の規定により消滅時効が完成し、かつ、料金の債務者（以下「債務者」という。）が同法第145条の規定による時効の援用をする見込みがある料金の債権について、当該時効の完成の日から3年を経過したときは、これを放棄することができる。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、料金の債権を放棄することができる。

(1) 債務者が所在不明で、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(2) 料金の債権の金額が少額で、回収に要する経費に満たないとき。

(3) 債務者が法人である場合に、当該法人を解散し、清算を完了したときにおいて、配当又は残余財産がないとき。

(4) 法人の債務者が事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）第253条又は他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

(6) 債務者が死亡し、その相続人全員が相続放棄をしたとき又は限定承認をしたときにおいてその清算手続きが終了したとき。

第5章 管理

(給水装置の管理義務)

第45条 水道使用者等は、水道水が汚染又は漏水しないよう十分な注意をもって給水装置を管理しなければならない。

2 水道使用者等は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 給水装置を汚染の恐れのある器物、施設等と連結して使用することにより、水道水を汚染させないようにすること。

(2) メーターの点検、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物又は物件をその設置場所に設置しないこと。

(3) 給水装置に異常があると認めるときは、直ちに管理者に届け出ること。

(4) メーター、止水栓その他管理者の定める給水装置を操作しないこと。

3 管理者は、給水装置の位置その他について、管理上不相当と認めるときは、その給水装置所有者の負担においてこれを変更し、又は改善させることができる。

4 第1項及び第2項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

5 水道使用者等は、その家族、同居人、従業員等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

(公道内等の給水装置の維持管理)

第46条 公道内の配水管への取付口から止水栓までの給水装置の維持管理は、管理者が行う。

(給水装置の検査等)

第47条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適切な措置を命じることができる。

2 前項に要する費用は、措置を命ぜられた者又はその必要を生じさせた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第48条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないとき、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第49条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 水道の使用者等が第10条、第18条第2項、第25条第4項及び第46条第2項の工事費、第15条第2項の路面本復旧費、第31条の料金、第39条の加入金、第40条及び第43条の手数料、第41条の工事負担金及び第45条第3項

の修繕費を指定期限内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者等が正当な理由がなく第32条の計量又は第47条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 水道の利用者等が正当な理由がなく第18条の給水装置の変更等の工事及び第45条第3項の給水装置の改善命令を拒み、又は給水栓を汚染の恐れのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切離し)

第50条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(3) 第5条第1項の承認を受けずに給水装置工事を行ったとき。

(過料)

第51条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科すことができる。

(1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設し、改造し、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第18条の給水装置の変更等の工事施行、第25条のメーターの設置、第32条の使用水量の計量、第44条第3項の給水装置の改善命令、第47条の検査及び第48条、第49条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第45条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 消火栓を消防又は消防の演習以外に使用した者

(5) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく規定に違反した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第52条 市長は、詐欺その他不正の行為によって第31条の料金、第39条の加入金又は第40条及び第43条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第53条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第54条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をい

う。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第55条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三国町水道給水条例(昭和42年三国町条例第13号)、丸岡町水道事業給水条例(平成10年丸岡町条例第4号)、春江町水道事業給水条例(平成7年春江町条例第14号)又は坂井町水道事業給水条例(平成元年坂井町条例第23号)(以下これらを「各町旧条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(料金算定の特例)

- 3 平成18年3月31日までに計量した水量については、第31条の規定にかかわらず、各町旧条例の規定により料金を算定する。

(使用水量計量の特例)

- 4 平成18年6月30日までは、第32条の規定にかかわらず、各町旧条例の規定により使用水量を計量する。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第44条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則(平成19年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月20日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、附則第5項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成26年4月1日前から引き続き坂井市給水事業の給水供給を受けている使用者の平成26年5月31日までに計量した使用料は、この条例による改正後の坂井市水道事業給水条例第31条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (第31条、第35条関係)

口径別	基本料金 (1月につき) 10立方メートル (基本水量) まで	超過料金 (1月につき)
13mm	900円	10立方メートル (基本水量) を超える水量1立方メートルにつき 130円
20mm	1,100円	
25mm	1,200円	
30mm	1,300円	
40mm	1,400円	
50mm	1,900円	
75mm	2,100円	
100mm	3,400円	
150mm	3,400円	

備考 第25条第3項による子メーターを設置した場合は、当該子メーターの口径の大きさによるものとする。

別表第2 (第39条関係)

メーターの口径	加入金の額
13mm	60,000円
20mm	100,000円
25mm	160,000円
30mm	240,000円
40mm	400,000円
50mm	600,000円
75mm	1,600,000円
100mm以上	別に定める額

備考 改造工事に関する加入金の額は、改造後の口径に対応する加入金の額と、改造前の口径に対応する加入金の額との差額とする。

別表第3 (第40条関係)

区分	金額 (1件につき)
(1) 法第16条の2第1項の規定に基づく第9条第1項の指定給水装置工事事業者の指定手数料	10,000円

(2) 第9条第3項の規定による設計審査及び工事検査手数料	6,000円
(3) 第27条第1項第1号の届出に基づく水道の開閉栓に伴う事務手数料	1,000円
(4) 各種証明手数料	300円